

EU の中小企業電子化行動計画

“ GoDigital ” 制定の背景と狙い

田中 信世 *Nobuyo Tanaka*

(財)国際貿易投資研究所 研究主幹

米国の IT バブルの崩壊で世界経済の低迷の懸念が強まっているが、世界の経済と社会の電子化・情報化の流れは着実に進展している。特に、90 年代後半、生産性の向上で米国に遅れをとった欧州では、経済と社会の電子化・情報化の推進を緊急の課題と位置づけ、電子化・情報化に積極的に取り組んできた。

すなわち、EU では 2000 年以降の欧州を eEurope と位置づけ、99 年 12 月、欧州委員会は IT 革命に積極的に対応するための eEurope イニシアティブ（欧州電子化計画）を提案した。これを受けて、2001 年 6 月のポルトガル・フェイラ欧州理事会では、2002 年末を目標としてすべての欧州市民に開かれた情報社会の構築を目指す eEurope2002 アクションプラン（欧州電子化行動計画）を採択した。

また、同理事会では、電子化で立ち遅れの目立つ中小企業を対象とした 2002 年までの電子化行動計画 “ GoDigital ” を別メニューとして採択した。本稿では、EU の欧州委員会発表資料「HELPING SMES TO “ GoDigital ”」などを参考に、GoDigital が制定された背景や狙い、電子化行動計画の中身について概観する。

立ち遅れた中小企業の電子化

欧州には 1,900 万の中小企業が存在している。多くの EU 加盟国においては、中小企業は企業総数の 99 % 以上を占め、新規雇用を生み出すとともに、企業家精神や新しいビジネス・アイデアを育む土壌にもなっている。

このため、前述の eEurope が成功するかどうかは、中小企業がこのプロ

セスにどの程度かかわることができるかが大きなポイントになっている。中小企業は大企業に比べて組織的により柔軟性に富んでいることから、市場条件の変化により迅速、かつ効率的に適応することができる。しかし、インターネットの利用比率を見ると、利用率は加盟国間や産業間で異なっているものの、一般的に企業規模とインターネットのビジネスへの利用の間には正の相関関係がみられ、企業規模が小さ

いほど、インターネットの利用比率は小さい。欧州経済における中小企業のプレゼンスの大きさはE ビジネスの利用度とマッチしていないのである。

表から明らかなように、欧州平均で中小企業の42%がインターネットにアクセスしているにすぎない。また、インターネットに接続している中小企業の大部分はインターネットを情報収集目的にのみ利用している。最も先進的な加盟国においてすら、電子取引

欧州企業のインターネットの利用（企業規模別）（1999年）
（単位：％）

	従業員数				合計
	1	1～9	10～49	50～249	
インターネットに直接アクセスしている	33	49	67	86	42
インターネットを通じた製品情報の提供	14	27	42	59	21
インターネットを通じた製品の販売	6	7	9	13	7
インターネットによる受注	8	10	15	20	10
受注の確認	6	9	12	16	8
インターネットを通じた支払い	4	5	8	9	4
インターネットを通じた料金受け取り	3	3	4	7	3
製品やサービスの共同提供	9	13	19	29	12

（出所）欧州委員会『欧州中小企業観測調査、2000』（第6次報告書）

(仕入れ、販売、電子オークション、電子支払いなど)を行っている中小企業は少数である。EU 全体では、インターネットを商取引に利用している中小企業は 20 %程度にすぎない。

米国をはじめとする、E ビジネスの爆発的な増大のなかで、これらの数字は、欧州の中小企業がいまだにインターネットを十分に活用していないことを示している。OECD の推定によれば、インターネットによる取引額は 1 年から 1 年半ごとに倍増すると予測されている。このことから欧州の中小企業は経済的チャンスを失う大きなリスクにさらされているといえよう。

中小企業電子化の阻害要因

ところで欧州の中小企業の電子化の立ち遅れは何が要因になっているのであろうか。立ち遅れの要因として欧州委員会が挙げているのは、次のような点である。

1. E ビジネス環境

一般的に E ビジネス・ドットコムと呼ばれる企業の倒産比率は、伝統的なビジネスを行っている中小企業と比べるとはるかに高い。特にインターネ

ット社会のような変化の早い環境のもとでは、ドットコム企業の経済的な失敗のリスクは大きい。そして、このことは、中小企業が電子化を進める意欲を阻害する大きな要因として作用しているとみられる。また、多くの加盟国においては、厳格な破産法が制定されており、このことも中小企業のリスクテキングに対する意欲阻害要因として作用しているものとみられる。

このように、インターネット社会では倒産リスクが高くなることは避けがたいことのように見えるが、それを乗り越えて中小企業が電子化を進める際のキーワードとなるのは「企業家精神」の存在であろう。その意味で、中小企業に対する企業家精神の醸成は EU にとって大きな政策課題となっている。

2. 法整備

現在の電子商取引に関連する法環境は加盟国のレベルでは、ほぼ満足すべき E ビジネス環境を提供しているように見える。しかし、企業が国境を超えた E ビジネスを行った場合、問題が発生することがあり得る。欧州における規則の調和努力は統一的な法的枠組みをもたらしているが、消費者保護といった重要な問題に対

する統一的な取り組みにはさらに改善の余地がある。

従来からクロスボーダーの域内貿易比率が高く、ユーロ圏の発足で、域内貿易の重要性がますます高まると予想される EU 企業にとって、この点は特に重要である。

法律家やコンサルタントなどの専門チームを持つ大企業と異なり、中小企業は、商業紛争が発生する可能性が相対的に高いクロスボーダー取引を行うというリスクを避ける傾向にある。

このため、すでに発効している基本的な法律情報を提供したり、法律アドバイスを行うことは、中小企業が E ビジネス、特に国際的な電子商取引を開始するうえで決定的に重要である。同様に、効率的な非裁判紛争処理メカニズム (ADRs) への低コストでのアクセスも中小企業がクロスボーダー取引に入っていく場合のカギとなる前提条件と考えられる。

3. ICT スキル不足

ICT についての十分な知識を持った技術スタッフや経営スタッフの不足はもうひとつの大きな障壁である。欧州における専門的な ICT および E ビジネスの知識を持った労働者の不足は

約 190 万人と推定されている。2003 年には 2 倍の 380 万人に増加する可能性がある。ドイツなど加盟国の一部は第三国から ICT の専門家を受け入れるアクションを採り始めた。しかし、第三国から専門家を受け入れることはコストが高くつくことに加え、今日の ICT 専門家市場における非常に激しい獲得競争の状況から考えると、中小企業が大企業や成長の早い ICT 企業に比べて不利な立場に立っていることは明らかである。

4. 技術と規格

中小企業は汎用性の高い、規格化された ICT ソリューションに大きな関心を持っている。現在の ICT ソリューションの複雑さと使いにくさが多く、中小企業の ICT ソリューション利用を消極的なものにしてしている。ソフトウェアやシステムが消費者やサプライヤーのものと合わない場合、ICT 投資が無駄になるという高いリスクが存在している。中小企業は多数の異なった顧客と取引をしている。現状では、中小企業は主要な顧客が使っている技術やビジネス・スタンダードに従わなくてはならない場合が多く、このため、ある取引相手には利用されているが、

他の取引相手には利用されていない特別なテクノロジーに閉じ込められるようになるリスクにさらされている。

5. コスト

E ビジネスをセットアップするコストには、初期計画、ハードウェアやソフトウェアの調達（インストール、トレーニングおよびその結果として起こる組織変更を含む）、継続的なメンテナンス、サービスコスト、通信料金などが含まれる。ここ数年、初期投資のコストは低下した。しかし、メンテナンスやサービスコストは多くの中小企業にとっては引き続き大きなコスト要因になっている。初期投資の実行可能性についての不確実性やメンテナンス・サービスコストの上昇が、中小企業の投資意欲を減退させている。さらに、中小企業は ICT サービスを外委託したり、専門知識を持ったスタッフを獲得したり、E ビジネスに必要な組織変更にも備えるためにコンサルタントを利用するといったことにも備えなければならない。

上記の潜在的な障壁を取り除くためには、首尾一貫した政策による対応が必要である。これは、中小企業が競争

力を持続し、インターネットの利点を活用し、E ビジネスからの利益を享受するためのカギとなる前提条件のひとつである。EU の中小企業を対象とした電子化行動計画“GoDigital”は、こうした観点から特別な行動計画を通じてこれらの問題を解決するために作成されたものである。

GoDigital の重点分野と行動計画

EU の中小企業電子化行動計画 GoDigital は以上のような背景から制定されたものであるが、その重点分野としては以下の分野が想定されており、それぞれの重点分野ごとに個別の行動計画が策定されている。

E ビジネスのための環境や枠組み整備と企業家精神の醸成

中小企業の研究や開発技術の利用促進による E ビジネス導入の環境整備

中小企業の ICT スキル不足の軽減と ICT スキルの普及

1. 環境整備と企業家精神の醸成

欧州においては、米国などと比べて企業家精神の欠如が主要な課題であるとされている。多くの企業は伝統的にリスクを嫌って、新製品や新しいビジ

ネスモデルを開発するよりも、短期間にコストを削減することを優先している。その結果、インターネット関連技術は欧州以外のところで大きく進展し、革新技術も欧州以外で開発されることになった。

今日では、E ビジネスは企業家精神の醸成に大きな役割を果たすものとして期待されている。インターネットのビジネスへの活用の初期段階においては、ICT インフラへの投資に重点が置かれてきたが、今日の課題は新しいビジネスの手段としてインターネットを利用することである。しかし、これは欧州においてブロードバンドのインフラの開発が十分であることを意味するものではない。ブロードバンド・インフラやモバイル・コマースのさらなる発展を促すようなイニシアティブの必要性は依然として存在している。

電子商取引（B2C、B2B の両方）は、企業や市場の組織構造に急激な変化をもたらしつつある。これらの構造変化に伴って、また構造変化を促進するために、多くの加盟国は企業家精神を刺激し、特に ICT や E ビジネスの利用を促進するために、加盟国ベースでイニシアティブに着手し、取り組んでいる。

GoDigital は、こうした異なった国家戦略間の相乗効果を生み出すことも狙いとしている。EU 全体としての政策調整とともに、加盟国が他の国の経験やイニシアティブから学ぶことによって E ビジネスの利用がより促進されることになるからである。この究極の目的に向けて、2001 ~ 02 年に次の行動計画が実施されている。

(1) E ビジネス支援のための国家・地域戦略のベンチマーキング

この行動計画の目的は、中小企業の E ビジネス振興のために開発された国家や地域の政策を列挙し、ベンチマークすることにある。これは国家や地域が自分たちの政策を評価し、成功例を把握するうえでも役立つ。またこれは、EU のイニシアティブが地域や国家戦略をどの程度補完することができるかを把握する助けにもなる。

ICT や E ビジネスの国家・地域戦略のベンチマーキングは、加盟国との密接な連携の下に実施されている。

特に中小企業のために、ICT や E ビジネスを振興するための多くのイニシアティブが過去数年間に加盟国レベルや欧州レベルで開始された。これらについての情報は利用可能であるが、それらの正確な実施方法や効果につい

ては正確に伝えられていないことが多い。また、別の良いアプローチがあるかどうかを検証したり、イニシアティブがうまく機能するような環境について把握することも必要である。

こうした観点から、2001年においては情報収集やベンチマークの把握が行われ、2002年から、加盟国と共同で情報の評価を行ったり、成功事例（ベスト・プラクティス）の確認作業が行われている。

(2) ICT や E ビジネス利用の計量的把握

この行動計画の目的は、EU 加盟国や産業部門における中小企業の ICT や E ビジネスの利用を計量的に把握するため、GoDigital スコアボードの開発を行うことである。

計画によれば、欧州委員会の企業局が共通の手法をベースとした GoDigital スコアボードを開発し、その結果を定期的な出版物として発表する予定である。定期的に発表される産業部門ごとの、あるいは複数部門にまたがった報告書は、ニューエコノミーへの移行に伴う各産業の構造変化や市場動向を分析したものであり、一連の作業は、市場の変化をレビューし、確認するとともに、適切な政策対応を考

えることにつながるものと期待されている。

(3) 情報へのアクセス改善と政策へのフィードバック

この行動計画の目的は、中小企業に適切な情報を提供し、電子商取引の法律問題についてのアドバイスを行うとともに、ビジネスが直面する実際的な問題を分析し、これらを将来の政策に反映させることにある。

i) 情報アクセスの改善

欧州委員会では、クロスボーダー電子商取引に関連した法律上の不確実性を解消するための取り組みを始めている。最近数年間に、欧州委員会が採択したクロスボーダー電子商取引に関連する一連の法律には、個人データ保護に関する欧州議会および閣僚理事会指令（1995/46/CE）、遠隔地契約に関連した消費者保護に関する指令（1997/7/EC）、および電子署名に関する枠組み指令（1999/93/CE）などがある。また、電子商取引指令（2000/31/CE）は、欧州における電子商取引のビジネス環境改善に貢献するものと期待されている。

さらに、民法上の裁判権に関する紛争のルールを統一し、特に域内市場での電子商取引に関連して、加盟国が迅

速で簡単な認可や判決を出すための形式を単純化することを狙いとした「民法上および商業上の案件における裁判管轄権、認可、判決に関する規則」(No44/2001)も制定された。

しかし、裁判管轄権に関する法律やクロスボーダー電子商取引に適用される法律についての中小企業の認識不足は依然として大きく、中小企業がオンライン・ビジネスに入っていく場合の障壁となっている。

このため、欧州委員会では、各種のビジネス情報を 11 の言語で提供するインターネット・ウェブサイト「ビジネスとの対話」(<http://europa.eu.int/business>)を開設した。このウェブサイトは E コマースの法律的な側面もカバーするためにさらに改善される予定である。また、GoDigital の実施を支援するために、このウェブサイトにも新たに E ビジネス部門を立ち上げることも検討されている。

ii) 政策へのフィードバック

E ビジネスに関連して中小企業から寄せられた照会や中小企業が直面したビジネス上の問題は、常に政策立案にフィードバックされることが重要である。このため、欧州委員会では新しいイニシアティブ「相互に作用する政策

立案」に電子商取引も取り入れた。これは欧州委員会が、その政策(あるいは政策がないこと)によるインパクトを評価したり、新しい行動計画に対する提案を評価したり、発生した問題に迅速に対応したり、その行動計画に対して説明できる能力を高めるために、既存のネットワークを使ってマーケットプレースからのさまざまな反応を収集することを狙いとしたものである。

(4) E ビジネスの相互活用性

これは、欧州スタンダードやコンセンサスの形成を通じて相互活用が可能な E ビジネス・ソリューションを促進するための行動計画である。

実施にあたっては、欧州規格機関が、産業界の直接参加を得て、産業界のコンセンサス形成のためのプラットフォームを提供することになる。これらは、特に B2B の分野での E マーケットプレースを実現するための技術的スタンダードやビジネス上のスタンダードの改善に役立つことが期待されている。欧州委員会は E マーケット・メーカー、産業界のフォーラム、欧州規格機関とともにブリュッセルでワークショップを開催するとともに、規格機関 CEN、CENELEC および

ESTI の行動計画実施に対する支援を行っている。

2. E ビジネスの導入

E ビジネスを行うことは、多くの中小企業にとっては依然としてかなりの困難を伴う。E ビジネスの開始はかなりの投資と技術的・経営的スキルを必要とし、リスクを伴う。欧州委員会は、現存する可能性について中小企業に情報提供するのみならず、特に条件不利地域や産業部門の中小企業が E ビジネスについて理解を深めるために、GoDigital キャンペーンを実施している。

また、「E ビジネス導入」行動計画の最後のステップとして中小企業の投資に対する融資も用意されている。

2001 年においては、この分野では次のような行動計画が実施された。

GoDigital に対する理解の向上

この行動計画の目的は、中小企業に対して、ICT や E ビジネスの幅広い利用の必要性と方法についての十分な情報を提供することである。また出現しつつある E マーケットプレースへの中小企業の完全参加推進も目的のひとつとなっている。

欧州委員会は、中小企業が利用でき

る E ビジネスのツールやアプリケーションについての理解を深めるために、EU 全域で中小企業、ICT ベンダー、E マーケットプレイヤーを一堂に集めた GoDigital イベントを 2001 年 5 月のキックオフ会議を皮切りに数多く開催してきた。

さらに、業界団体、商業会議所、ビジネスサポート・ネットワーク（特にユーロ・インフォ・センター、技術革新中継センター等）に対する（既存の活動から得られた）E ビジネス戦略の成功事例についての情報提供も行った。これらの中で、特にビジネスサポート・ネットワークは、国や地方のイニシアティブと共同で活動しており、中小企業に近い位置を占めていることから、中小企業の意識を向上させる上で重要な役割を演じている。

パイロット・プロジェクトの実施

この行動計画の目的は、IST プログラム（欧州委員会・情報社会局が別途実施している「情報化社会テクノロジー年間作業プログラム」）によるパイロット・プロジェクトを通じて、中小企業の E ビジネス導入を促進することにある。

IST プログラムの下で実施されている中小企業の E ビジネス導入関連プロ

グラムには次のものが含まれている。

産業（およびサービス）向けアプリケーションへの先端技術の試験導入
ユーザー産業（およびサービス）のプラクティス、プロセス、オペレーションの改善を促進するベスト・プラクティス行動計画

経済的に有用であるが、まだ商業化されていない新しい技術の有効性を証明するためのデモンストレーション・プロジェクト

欧州委員会の情報社会局では、上記の IST プログラムの一環として、2000年に15のベスト・プラクティス行動計画と20の先端技術試験導入を開始し、2001年春にはさらに、9つのベスト・プラクティス行動計画と6つの先端技術試験導入を開始した。また、2001年には地域や産業部門に特化した電子商取引パイロット行動計画の新しい提案も行った。

中小企業に対する融資保証の提供

この行動計画の目的は、中小企業の ICT や無形資産（ハードウェア、ソフトウェア、トレーニング、インターネットや E ビジネスプラクティスの導入）への投資に対する融資を行うことにある。

融資保証は欧州投資基金（EIF）が

ら国家保証スキームに広げられ、EIF と 19 の仲介金融機関の間で総枠 14 億ユーロの保証枠をカバーする協定が締結された。

構造基金の有効利用の促進

この行動計画の目的は、中小企業の E ビジネス導入を促進するに際し、構造基金の有効利用を図ることにある。

新技術や情報化社会へのアクセスは、デジタル・デバイドを克服するための 2000 ~ 06 年の構造基金プログラムの最優先分野と考えられている。

欧州委員会は、情報化社会や知識基盤型経済の推進や、2000年12月のリヨンにおける「情報化社会と経済、社会と領域の結束」会議のフォローアップのため、構造基金の効率的な活用を図る予定である。

3. ICT スキル不足の軽減

デジタル・エコノミーは専門知識を有する ICT 専門家の常に増大する需要を生み出している。需要の急速な増大はすでにそうした専門家の不足を生み出しており、中小企業が専門家を見つける上で困難な状況を生み出している。この問題が解決されない場合には、ICT と E ビジネスのさらなる普及に障害となることは目に見えており、教

育システムや労働市場のシステムをニューエコノミーの要求に適應させていくことは、加盟国や欧州レベルでの企業政策の重要な課題となっている。

この問題に対処するため、欧州委員会では、報告書「EU の潜在力の顕在化；リスボン戦略の強化と拡充」の中で、スキルの向上と労働力の可動性を高めるという提案を行った。

ICT スキルの不足が契機となって、EU では、「E ラーニング；明日の教育をデザインするイニシアティブ」が開始されることになった。このイニシアティブは、欧州の知識基盤型社会への動きに合わせて教育システムやトレーニングシステムの変化をスピードアップさせることを目指したものである。E ラーニングは加盟国の努力を支援し、調整するとともに、欧州の統一的な教育・トレーニングシステムの採用を加速することを狙いとしている。

GoDigital は E ラーニング・イニシアティブと調和のとれた形で実施され、この分野では次の行動計画がとられている。

ICT カリキュラム・イニシアティブに対する支援

この行動計画の目的は、産業界が必要とする ICT スキルの水準を明確に

するための産業界と教育界の合同イニシアティブを支援し、それに基づいて作成されたカリキュラムの採用を支援することにある。

この関連では、欧州委員会支援の下に、主要 ICT 企業 11 社と欧州 ICT 協会 (EICTA) によって「キャリア・スペース」プロジェクトが開始された。これは、ICT 専門スタッフに関する ICT 産業とユーザー産業のスキル要求水準を明確にし、カリキュラムのガイドラインを作り出すことを目的としたものである。第一段階では、ICT 産業における主要なジョブとジョブの範囲を明確にするための「ジョブとスキルのプロファイル」づくりが行われ、これは成功裏に終了した。現在の段階は、高等教育機関との協力の下に、産業界のニーズを反映したカリキュラムのためのガイドライン作成の準備が行われている。

中小企業の研修生受け入れ

この行動計画の目的は、中小企業研修生受け入れプログラムを実施することにより、欧州の学生が企業家精神を身につけられるよう支援することにある。一方、中小企業は IT のセットアップなどで学生の専門技術や知識を活用することができ、将来の E ビジネ

システムに対する学生の支援などによって利益を受けることができる。

このプログラムのための研修の範囲や条件は、E コマース照会センターや欧州委員会の教育文化局、その他の協力のもとに作成されることになる。このプログラムで重要なことは標準的なオフィス・アプリケーションの利用についての基礎的な知識、インターネットへのリンクの仕方や基本的なインターネット・アプリケーションの利用の仕方についての経験といった、十分なICTスキルを持った適当な候補者を選定することである。この「中小企業のための研修生制度」プログラムの下で、条件を満たした候補者の学生は、現場で中小企業のE ビジネス・アプリケーションのセットアップやICTの利用を支援するため、5～6カ月間派遣される。このプログラムは中小企業とE コマース・アシスタント（すなわち学生）との間の活発な知識の交換をもたらすことが期待されている。

* * *

以上概観したように、EU では中小

企業の電子化に向けた試みが様々な観点から行われている。GoDigital の行動計画は2001年にスタートしたばかりであり、現在も継続して実施されている。このため、具体的な成果が表れるのは、まだ先のことになると思われるが、米国の景気の先行き見通しに不透明感が増している現在、欧州経済に対する期待は大きい。EU の eEurope や GoDigital が注目される所以である。

一方、日本でも経済や社会の電子化の推進は緊急の課題である。このため政府は、2000年11月、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」を制定し、高度情報通信社会推進本部（IT戦略本部）を設置して、電子商取引の推進を含めた電子化施策のあり方の検討を開始した。しかし、これらの検討においては、「中小企業に焦点を当てた総合的な電子化施策の推進」という視点は、これまでのところ必ずしも明確ではないように思われる。その意味で、EU の中小企業の電子化への取り組みは、日本の電子化推進を中小企業施策との関連で考える上でも大きなヒントになるものと思われる。